

## 第5節 鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例

### 5-1 目的

鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例(以下、「災害防止条例」という。)は、シラスその他これに類する特殊土壌で覆われ、かつ、しばしば台風の来襲を受け、雨量の極めて多い自然的条件のもとにある本市において行われる開発行為、建築等における災害の防止及び災害発生時の避難等について定め、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としております。

### 5-2 条例の適用区域

災害防止条例の適用区域は、「鹿児島市全域」となります。

### 5-3 「開発行為」とは

災害防止条例における「開発行為」とは、土地の区画形質を変更するすべての行為をいいます。したがって、山林等を畠にする畠造成も、この条例では開発行為に該当することになります。

#### 【解説】

通常の「開発行為」は、都市計画法に基づく開発行為が一般的です。

災害防止条例による開発行為と都市計画法に基づく開発行為とは、内容が異なりますのでご注意ください。詳細については、土地利用調整課にご相談ください。